

第 2 2 号議案

長岡京市自転車等駐車場条例の一部改正について

長岡京市自転車等駐車場条例（平成 1 4 年長岡京市条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

長岡天神駅東自転車駐車場の移転に伴う自転車の駐車料区分の変更のため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

長岡京市自転車等駐車場条例（平成１４年長岡京市条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）							
1 定期利用駐車料								1 定期利用駐車料							
（長岡天神駅東自転車駐車場）								（長岡天神駅東自転車駐車場）							
車種	利用 の種 別 利用 場所	1月		3月		6月		車種	利用 の種 別 利用 場所	1月		3月		6月	
		一般・学生		一般	学生	一般	学生			一般・学生		一般	学生	一般	学生
自転車	屋外	2, 3	2, 3	6, 5	5, 8	1 2,	1 1,	自転車	1・2	2, 5	2, 5	7, 1	6, 4	1 3,	1 2,
	(屋根	0 0	0 0	5 0	5 0	4 0	0 0		階	0 0	0 0	5 0	0 0	5 0	0 0
	有り)	円	円	円	円	0円	0円			円	円	円	円	0円	0円
	屋外	2, 0	2, 0	5, 7	5, 1	1 0,	9, 6		屋外	2, 0	2, 0	5, 7	5, 1	1 0,	9, 6
	0 0	0 0	0 0	0 0	8 0	0 0		0 0		0 0	0 0	0 0	8 0	0 0	
		円	円	円	円	0円	円			円	円	円	円	0円	円
								屋上	1, 5	1, 5	4, 5	4, 0	8, 1	7, 2	
									0 0	0 0	0 0	5 0	0 0	0 0	
									円	円	円	円	円	円	
原動機付自転車	屋外	3, 5 0 0		1 0, 0 0		1 8, 9 0		原動機付自転車	屋外	3, 3 0 0		9, 4 5 0		1 7, 8 0	
	(屋根	円		0円		0円				円	円		0円		
	有り)														
普通自動車	屋外	4, 2 0 0		1 2, 0 0		2 2, 7 0		普通自動車	屋外	4, 0 0 0		1 1, 4 0		2 1, 6 0	
	(屋根	円		0円		0円				円	0円		0円		
	有り)														
【略】								【略】							
備考 【略】								備考 【略】							
2 一時利用駐車料 【略】								2 一時利用駐車料 【略】							

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にその時点における車種、利用場所及び利用の種別(以下この項において「その時点における車種等」という。)に応じた料金を支払い、長岡天神駅東自転車駐車場の定期利用(施行日以後の期間の終了までの利用に限る。以下この項において同じ。)を認められた者は、その時点における車種等に応じた改正後の長岡京市自転車等駐車場条例(以下「改正後の条例」という。)別表の 1 定期利用駐車料(長岡天神駅東自転車駐車場の表に掲げる車種、利用場所及び利用の種別による駐車料を納付し、長岡天神駅東自転車駐車場の定期利用の許可を受けた者とみなす。この場合において、施行日前の利用場所が改正後の条例に規定する利用場所と異なる場合の取扱いは、市長が別に定める。

3 前項の規定により定期利用の許可を受けた者とみなされた者が支払った料金(施行日以後の期間の終了までの利用に係る料金に限る。)と当該みなされた者が納付すべき駐車料(施行日以後の期間の終了までの利用に係る駐車料に限る。)との間に差額があるときは、当該みなされた者に対し、第 8 条の規定によりその差額を返還することができる。